

# 道徳教育の歴史的考察 (1) —修身科の成立から国定教科書の時代へ—

豊泉 清浩\*

## A Study of the History of Moral Education (1) : From the Establishment of the Course of Shushin to the Times of Government-Designated Textbooks

Seikou TOYOIZUMI

**要旨** 「特別の教科道徳」に対する期待とともに批判もある現状を踏まえ、改めてわが国の道徳教育の歴史について考察し、学校における道徳教育の意義について検討するのが、本稿の目的である。本稿では、明治期の修身科の成立から、第二次世界大戦が終結するまでの期間の道徳教育の歴史を、教科書の歴史と関連づけて考察する。

戦前の修身教科書は、翻訳教科書の時代から、検定教科書の時代を経て、国定教科書の時代へと変遷していった。国定修身書にも、近代的社会倫理、基本的な自由の権利、市民的連帯、近代的職業倫理、国際協調、国際平和など、戦後の民主主義や平和主義につながる内容が見られる時期もあったが、一貫してその根底にあったのは、国体重視を基調とする国家主義であった。明治期を経て、大正デモクラシーの時代が過ぎ、やがて軍国主義・超国家主義の時期を迎える歴史の流れを、修身科に焦点を当てて概観する。

キーワード：道徳教育 修身科 国定教科書

### はじめに

わが国の学校における道徳教育は、2015（平成27）年3月の小学校および中学校の『学習指導要領』の一部改正により、従来の「道徳の時間」が、「特別の教科道徳」となり、「道徳科」とも称される方針が示された。「特別の教科道徳」に対する期待とともに批判もある現状を踏まえ、改めてわが国の道徳教育の歴史について考察し、学校における道徳教育の意義について検討するのが、本稿の目的である。

本稿では、明治期の修身科の成立から、第二次

世界大戦が終結するまでの期間の道徳教育の歴史を、教科書の歴史と関連づけて考察する。戦前の修身教科書は、翻訳教科書の時代から、検定教科書の時代を経て、国定教科書の時代へと変遷していった。国定教科書も、近代的社会倫理、市民道徳、国際協調、国際平等の内容が見られる時期もあったが、その根底には、独特な国家主義に基づく教育勅語の道徳観があり、「忠良なる臣民」の育成を目的としていた。明治期を経て、大正デモクラシーの時代が過ぎ、やがて軍国主義・超国家主義の時期を迎える歴史の流れを、修身科に焦点を当てて概観する。

\*とよいずみ せいこう 文教大学教育学部教職課程

## 1. 修身科の成立

1872(明治5)年8月3日に「学制」が公布され、わが国における近代的公教育制度の基礎が示された。明治政府は、1871(明治4)年7月に廃藩置県を実現し、同月に文部省を設置し、国民皆教育を目指すとともに、初等・中等・高等教育の組織や制度を統一的、体系的に規定する「学制」の公布に至った。

「学制」によれば、小学校は下等小学4年、上等小学4年の8年制であり、小学校および中学校に修身科が置かれることになっていた。しかし実質的には、下等小学1,2年のみに「きょうぎのさとし修身口授」が置かれた。「修身口授」は、教師が児童に話をし、聞かせる授業であった。道徳を教える教科を「修身」としたのは、すでに長い間親しんできた儒教におけるすべての人が行為の「本」と為すべき「修身」から示唆を受けたと考えられる<sup>1)</sup>。フランス学制に倣って道徳を教える教科を「修身」という独立の教科目として設けることにしたが、知的教育を優先し、修身の学習学年は下等小学の初め二年間だけとした<sup>2)</sup>。また「奉教ノ道」、すなわち宗教は採り入れなかった。明治初期における代表的な修身教科書は、『泰西勸善訓蒙』、『修身論』、『童蒙教草』であり、いずれも翻訳書であった。

「学制」を廃止し、それに代わりに1879(明治12)年9月29日に「教育令」が公布された。教育令は、「学制」の画一的な中央集権制を改めて、教育の権限を大幅に地方に委ねる方針を取った。就学年限や年間出席日数の短縮を容認する条項や、小学校以外の学塾で代理就学することを承認する条項を含み、その結果として小学校への入学者を減少させることとなった<sup>3)</sup>。「学制」より極めて緩やかになっていたため、この「教育令」は「自由教育令」と通称された。「教育令」制定を推進した中心人物は文部大輔田中不二麻呂であり、改正の参考としたのはアメリカの教育制度であった。

「教育令」の公布と同じ年の夏に、「教学聖旨」が示された。天皇の意を受け、教学聖旨の起草に

当たったのは侍講の儒学者元田永孚であった。教学聖旨は、これまでの過度の欧化主義を戒め、今後は祖宗の訓典に基づき、儒教を拠り所として、仁義忠孝を明確にして教え込むことが大切だという趣旨であった<sup>4)</sup>。

1880(明治13)年12月28日、教育令が改正され、再び就学が督励されることになった。この改正教育令では、小学校の教科の筆頭に修身科を置いたが、このことも教学聖旨の精神に基づいたものといえる。さらに翌年5月4日に出された小学校教則綱領は、小学校は初等科3年、中等科3年、高等科2年の8年とし、全学年に修身科を置いた<sup>5)</sup>。修身科に「作法」が含まれるのは、この時からである。徳育を知育より重視し、しかも忠君愛国を最も重要な道徳として挙げているのが注目される<sup>6)</sup>。

文部省は、明治13年3月に編輯局を設置し、小学校、中学校の教科書の編集に取りかかるとともに、教科書取調掛を設置して教科書の調査を始めた。1881(明治14)年5月9日、文部省は各府県に宛て、小学校の教科書を開申すべきよう指示した。翌年5月文部省は「小学修身書編纂方大意」を府県に交付し、新制度(改正教育令、小学校教則綱領)下における修身教科書の編纂方針を明らかにした<sup>7)</sup>。これは教科書の編纂方針であるとともに、教科書の採択や教育方法についても拠り所となるものであった。

こうした動きの中で、文部官僚西村茂樹は自ら修身教科書を執筆している。西村は、文部省に編輯局が設置されると、編書課長から編輯局長に昇任し、明治14年4月に「西村茂樹編文部省発行」の『小学修身訓』(二卷)を刊行した<sup>8)</sup>。

この過渡期の修身書を経て、「小学校教則綱領」や、「小学校教員心得」などの政府の方針を典型的に示すものとして登場した修身書が、1882(明治15)年の『幼学綱要』であり、翌年の『小学修身書』である<sup>9)</sup>。『幼学綱要』は、勅令によって元田永孚が編集し、仁義忠孝を中心とする道徳を徳目によってまとめ、古典からの引用文と中国

や日本の例話を集めて編集されている。明治15年地方長官を通じて全国の学校に配布され、教学聖旨の精神の徹底が図られた。『小学修身書』に至って完全に儒教主義への切り替えがなされた。

「小学修身書編纂方大意」を公布した後、文部省は1883(明治16)年6月『小学修身書初等科之部』(六冊)を、1884(明治17)年11月『小学修身書中等科之部』(六冊)を刊行した<sup>10)</sup>。修身が重視され、その規準が明らかにされると、民間における修身教科書の出版も増えた。

ところで、ペスタロッチー主義の教授法は、明治最初の師範学校に招かれたアメリカ人スコット(M.M.Scott)によって、実物教授の方法として、学級教授法の中に取り入れられていた。1878(明治11)年に、アメリカのオスウィーゴ師範学校でペスタロッチー主義の教育方法を直接学んだ高嶺秀夫が帰国し、「開発教授法」を伝えた。開発教授法は、高嶺がもたらしたペスタロッチー主義の教育法を東京師範学校附属小学校で、実際教授の経験に基づいてさらに研究工夫したもので、東京師範学校を中心に広められ、教育方法改革に大きな影響を及ぼした<sup>11)</sup>。しかし実際は、教師が開発教授の真意を十分理解できずに、問答教授と同様の方法を取る場合などもあったようである<sup>12)</sup>。明治20年代に入り、ヘルバルト主義の教授法が新たに紹介されると、開発教授法は衰えていった。

## 2. 教育勅語と検定教科書

1885(明治18)年に初めて内閣制度が設けられ、伊藤博文内閣で森有礼が初代文部大臣に就任した。森は、明治初年に外交官としてアメリカに駐在した経験から、日本を興隆させるためには教育が何よりも大切だと早くから考えていた。文部大臣に就任すると、直ちに学校制度の改革に着手した。1886(明治19)年3月に帝国大学令、ついで4月には師範学校令・小学校令・中学校令が公布された。小学校は、尋常小学校4年、高等小学校4年の二段階とし、尋常小学校への就学を義務

とした。修身は、尋常科、高等科ともに毎週1時間半を当てていた<sup>13)</sup>。

1889(明治22)年に「大日本帝国憲法」が公布された。翌年に第一回帝国議会が開かれることになり、憲法と並んで国民教育の根本を明示すべきであるとする動きが高まった。こうした動きにより制定された『教育ニ関スル勅語』は、1890(明治23)年10月30日、芳川顕正文相が宮中に召されて下賜された。国民はこれを「奉戴」し、各学校では直ちに奉戴式を行った。その後、教育勅語は徳育の基本となり、これによってわが国の教育の基本方針が示されることになった<sup>14)</sup>。

教育勅語は、敬天尊神などの言葉を用いず、特定の宗教、宗派に偏しないこと、哲学上の理論を入れないこと、政事上の臭味を避けること、漢学にも洋学にも偏しないこと、等に留意して起草されたといわれる<sup>15)</sup>。こうして起草された教育勅語は、国家神道を基礎にしたものとの説がある。国家の手で新たにつくられ、監理されるこの祭祀の道が国家神道である。「国家神道の内容は何か、たとえば、皇室の祖先神天照大神の肇国と、神裔である万世一系の天皇による国家統治という国体と、その特別の神聖性、優越性についての信仰であり、そこから現御神あきつみかみ(現人神)あらひとがみである天皇と国家への忠誠、先祖と親への孝敬等の諸道徳が導き出される。国家神道の理論的根拠は『古事記』『日本書紀』におかれていた。」<sup>16)</sup>そして、「国家神道は、国家主義的思想、あるいは国民道徳の実質的な内容をなすものとみることができる。」<sup>17)</sup>

教育勅語の基本思想には次のようなものが見られるという指摘がある。第一に「天皇と臣民との間の、道徳的な支配—服従の關係」、第二に「天皇と臣民の間に擬似親和關係」が見られ、第三に「祖先崇拜の思想」、第四に「特殊の普遍主義」とでもいうべき思想が見られるという<sup>18)</sup>。

また、教育勅語には、国家神道という国家主義的思想だけではなく、近代的な道徳観も見られるという指摘がある。唐澤富太郎は次のように述べている。「要するに教育勅語は、幕末からの国家

主義に支えられ、しかも新旧両思想、封建倫理と近代倫理との相克において、形式的には封建倫理の勝利のように見えて、その内容においては近代的な社会道徳に相当な重点が置かれている<sup>19)</sup>と。

1891(明治24)年6月、「小学校祝日大祭日儀式規程」が定められたが、その中には紀元節、天長節、その他の祝祭日には、儀式を行なうべきこと、その儀式の際には『教育ニ関スル勅語』を奉読し、また勅語に関連して訓告をなすべきことなどが定められている<sup>20)</sup>。勅語の解説書としては、井上哲次郎の『勅語衍義』が明治24年9月に刊行されたが、民間からも多くの解説書が出版された。

小学校の教育内容については、明治24年11月、「小学校教則大綱」が定められた。これは明治23年の小学校令に基づいて定められたものであるが、同時に教育勅語の趣旨に基づく教則の改正であった。特に「修身」については、「尊王愛国の志気」の涵養を求めている<sup>21)</sup>。また、女兒については、特に「貞淑の美德」を要求している。

そして『勅語衍義』に見られるように、渙発後の解釈の過程で国家神道との結びつきが一層強められていった。1899(明治32)年8月に、文部省は教育宗教分離の訓令を発した。しかし、国家神道は非宗教であるから、この訓令には抵触せず、教育勅語をはじめとして、修身や日本歴史、地理などの教科の中に包み込まれ、国家主義的道徳として教えられていったのである<sup>22)</sup>。

ところで、教科書の検定制度は、1886(明治19)年の学制改革と同時に始められた。小学校だけでなく、中学校、師範学校についても、教科書の検定が行なわれることになり、同年5月「教科用図書検定条例」が定められた。この検定条例は、施行されてから間もなく改められ、翌年5月新たに「教科用図書検定規則」が定められた<sup>23)</sup>。その後はこれに基づいて検定制度が運営された。

検定教科書の特色は、形態の上から見ると、学年別に段階的に編集されていることである。この意味で、検定制度は古い型の教科書を排除して、学年段階と児童の発達に応じた近代教科書を全国

の小学校に普及させる上に大きな役割を果たした<sup>24)</sup>。

検定教科書の内容について見ると、教育勅語の影響を最も端的に示しているのは、修身教科書であった。これらの教科書は、すべて教育勅語に基づいて編集され、一般に毎学年(毎巻)勅語に示された徳目を繰り返す編集形式を取っている<sup>25)</sup>。これは「徳目主義」と呼ばれるもので、明治20年代の修身書の特色であった。この点について、唐澤は次のように述べている。「この期の修身教科書は、徳目基本主義に立脚するものであって、忠義、孝悌、友愛、仁慈、信愛、礼敬、義勇、恭儉などの徳目によって組織され、これを毎年繰り返す形になっている<sup>26)</sup>と。この期の代表的な修身教科書である『小学修身経』は、忠と孝を極めて強く教える書で、家族国家観に即した国家主義的色彩の濃いものである。そして、「明治33年ころからは、童話・伝記による修身教材が提供され、人物中心の教科書となり、当時はこれを『人物主義』と称していた。このような人物に関する伝記本位の修身教材は、ヘルバルト派の教授思想によって培われたもので、徳育の教材は人物に関する伝記を基として、その生活のうちに実現させた徳行の物語をなすべしという主張から現れたものである。」<sup>27)</sup>

### 3. 第一期国定修身書

明治20年代の初め頃から、小学校の教科書の中でも修身教科書を国定にすべきであるという意見が早くから表われていた。1896(明治29)年2月4日、貴族院から国費を用い、政府の管理下で「完全」な修身教科書を作成すべきである、という建議が出された<sup>28)</sup>。このように国定制度への気運が高まってきたのを受け、文部省でも1900(明治33)年4月に修身教科書調査委員会を設け、国定修身教科書の編集に取りかかっていた。

検定制度は、文部省検定済の多くの教科書の中から、府県ごとに教科書審査委員会が教科書採

択する制度であった。1902（明治35）年の暮れ、全国に亘って教科書発行者と行政関係者の双方にまたがる大規模な摘発検挙が行なわれた。これがいわゆる「教科書事件」あるいは「教科書疑獄事件」と呼ばれるものであり、この事件により、知事を始め視学官や師範学校長など、地方行政および地方教育界の上層部の人々が数多く検挙された<sup>29)</sup>。そのため、教育界に対する世間の批判は極めて厳しいものとなった。そこで政府は、かねてから話題とされていた国定制度をこの機会に一挙に実施した。

小学校教科書の国定制度は、1903（明治36）年4月に、小学校令を改正して、これに基づいて関係法令を整えて確立された。しかし、小学校令では、すべての教科書を国定と定めたのではなく、修身・日本歴史・地理の教科書と国語読本のほかは、文部大臣の権限に委ねることとした<sup>30)</sup>。そして、子どもたちが実際に国定教科書を手にしたのは明治37年4月ということになる。国定制度では、教科書の著作は文部省が行ない、翻刻発行と供給は民間に任せることとした。

修身教科書は、明治36年の暮れに『尋常小学修身書』と『高等小学修身書』として発行された。尋常小学校の第1学年は教師用だけで児童用はなく、掛図を使って授業する方針であった。編集に当たっては、当時、徳目主義によるか、人物主義によるかの論議も行なわれていたが、この国定修身書はこれらを合わせ用いて両方の長所を取ることにした<sup>31)</sup>。

最初の国定修身書の内容を形式面から見ると、次の特徴がある<sup>32)</sup>。昔話は採用しないことにし、下級生用教科書にだけ、特に仮説的人物を出すことにした。また下級生には日本人のみを、上級生になって理解力が発達するのに応じて外国人をも例に引いた、といわれている。文章は尋常小学用は口語体、高等小学用は文語体が用いられた。尋常小学1年には修身教科書は作られなかった。代わりに教授用掛図が作られ、教師が絵図を示しながら講話することになっていた。

第一期国定修身書を全体としてみると、家族道徳や国家に対する道徳が国定直前の検定教科書よりもいくらか減少し、近代市民社会の道徳の比重が高まっている。まず強調できる点は、「近代的社会倫理」の重視である<sup>33)</sup>。「社会」「他人の自由」「公衆」「社会の進歩」等の社会倫理の教材が使われた。「共同」「思想の自由」「信仰の自由」なども教えられた。また、「公益」「博愛」「自立自営」「人身の自由」について触れられている。これらの自由は、近代ヨーロッパにおいては人間の基本的な権利とされ、それを相互に尊重することは重要な市民の道徳とされている。わが国でも明治憲法第28条、第29条で、このような自由の権利を保証し、国定修身書は自他の自由の尊重を道徳として教えることになっていた<sup>34)</sup>。

また、市民的連帯について教えており、フランクリンの公益活動や、ナイチンゲールの博愛運動など、個人の自由意志をもって、自主的、積極的に社会連帯に参加し、発展させてゆく近代市民倫理についての例話も取り上げている<sup>35)</sup>。外国人に対する友好的態度と、日本人としての品位維持を説く項目もある。また、児童の社会性重視の傾向がうかがわれる。そして近代的職業倫理の重視が見られる<sup>36)</sup>。教師用書には、職業の平等観・神聖観を強調し、また職業選択の際の配慮を説いている。教師用書には、国際主義的要請も見られる。

唐澤によれば、「五期にわたる国定修身教科書のうち、西洋人が圧倒的に多く登場するのがこの第I期の修身教科書で、高等小学二年までの六年間に、フランクリン、リンカーン、ワシントン、ナイチンゲール、ジェンナー、ネルソン、ダ・ゲッソー、ソクラテス、コロンブスの九人が一八課にわたって取り上げられている。」<sup>37)</sup>このような国際主義的な傾向は、明治32年、外国人内地雑居が実施され、またこのころより日本人の海外渡航や移民も活発となるなど、外国人に対する関心が一般に強かったことが反映されたと考えられる<sup>38)</sup>。

#### 4. 第二期国定修身書

日清戦争、日露戦争の後、国家主義思想は国民の思想を支配し、当時の教育の上にも大きな影響を与えた。特に日露戦争後は、国粹主義が唱えられ、国家主義思想が広まった時代であったが、一方には社会主義思想も盛んに広められた。1908(明治41)年10月には、「戊申詔書」が發布された。これは、民心がすさみ、怠惰になることを戒め、国民が精神的に奮い立って、国運の発展を図るように期待したものであった<sup>39)</sup>。

1907(明治40)年3月21日、小学校令が一部改正され、尋常小学校が4年から6年になり、高等小学校の第1、2学年を尋常小学校の第5、6学年に改めた。小学校令施行規則の改正によって教授要旨に修正を加えたので、教科書の内容もこれによって改められた。教科書の修正はすべての国定教科書に亘って行なわれ、第二期の国定教科書が新しく編集され、1910(明治43)年度以降使用された<sup>40)</sup>。

最初の国定教科書ができると、各方面から多くの批判が表われた。「その代表的なものの一つは、ヘルバルト主義を信奉する教育論者からのものであった。忠孝の徳目に偏して児童の興味を無視している、仮作物語は無味乾燥である、また人物の例話も徳目によってその伝記が切断されているなどの非難であった。そして、童話、寓話が児童の発達に適することを主張し、人物主義の徹底を主張した。これに対し、日本主義を主張する人々からは忠孝徳目を軽視していると批判された。」<sup>41)</sup>

第二期の国定修身書は、これらの批判に応え、また時勢の変化、特に日露戦争後に高まってきた国家主義思想を反映して編集された。そのため、国民道徳が強化され、家族的な国家倫理が重視された<sup>42)</sup>。第一期には尋常小学1年に教科書は作られなかったが、これを要望する意見が強いとして、今期からは作られることになった。第二期の国定修身書は、義務教育年限が6年に延長されたため、4年の公民教材が6年へ繰り下げられたことも、

大きな修正の一つであった。第二期の国定修身書は修身教科書の基本構成を決定したもので、満州事変後に大修正が行われるまで大きな変更は加えられなかった<sup>43)</sup>。

第一期においては、「忠君」と「愛国」とは別個に揚げられていたが、第二期になると、「忠君愛国」という課目が現われて、両者が一元化された<sup>44)</sup>。「天皇陛下」に関する取り扱いを見ても、第一期よりも児童の感情に訴えて「皇恩」を強調する手法が取られている<sup>45)</sup>。「皇后陛下」についても同様に、仁慈や質素などの「御盛徳」が強調されている<sup>46)</sup>。

唐澤によれば、「五期を通じて、この第Ⅱ期修身教科書の示す重要な特色は、前近代的な家族倫理がピークをなしていることである。」<sup>47)</sup>その逆に、近代的モラルが姿を消し、Ⅰ期に掲げられていた「他人の自由」「社会進歩」(以上高小巻三)、「競争」「信用」「金銭」(以上高小巻四)などはすべて除去され、それらに代わって新しく「皇大神宮」(巻二・巻六)、「建国」「国体の精華」「皇運扶翼」「忠孝一致」「皇祖皇宗の御遺訓」(以上高小巻二)などの課が加えられてきている<sup>48)</sup>。家族主義的体制の社会を支える根本的な観念である「報恩」が、教え込まれた<sup>49)</sup>。

教育勅語は、修身教授の基礎であるが、低学年の児童に教えるには難しすぎるので、それで巻四児童用書の巻首に傍訓をつけて本文を載せ、児童が随意に読誦できるようにし、巻五では勅語中の語句を題目とする課を設けてその意義を説明し、巻六では最後の三課で大意を説明することにした<sup>50)</sup>。また、戊申詔書については『高等小学修身書新制第三学年用』で大意を説明することにした。

三年以上には歴史上の人物を例話とするように努めたほか、女子の例話を前より多くし、外国人を減らし、日本人を多く取り上げることにした<sup>51)</sup>。教師用書には、授業展開の方法も前期同様、各課目毎に示されているが、今期は所要時間が指示されていない<sup>52)</sup>。教師用書に示された設問は必ず行なわなければならないとされ、その使用につい

て文部省の監理が強くなっているように見える<sup>53)</sup>。厳しい逆境での善行が多くなっているのにつれ、人間としての名誉とか自由などについて教えることが少なく、弱い調子になっている<sup>54)</sup>。第二期の教科書にはリンカーンの奴隷解放の話がなくなっている。江戸時代の学者伊藤東涯と荻生徂徠の話が出ている<sup>55)</sup>。高等科1,2年に「女生用」の教科書が作られたことも、第二期の新しい企画といえる<sup>56)</sup>。これは、女子は良妻賢母であることにより、忠良な臣民であるべきという考え方に支えられた「女生用」修身書ということができる。

身分的秩序の社会にあって、上の者から下の者に要求する根本的な倫理の一つは、忍従・耐乏の倫理である。家族倫理の格言が、実にⅡ期の修身教科書の家族主義的倫理の強調に相応じて付加され、簡略にしてかつ徹底的に注入する一つの形式として重用された<sup>57)</sup>。

## 5. 第三期国定修身書

第一次世界大戦後の一時期、わが国には好景気と自由、国際協調を謳歌する、いわゆる大正デモクラシーの時代が訪れた。一部には社会主義運動が盛んになったが、一般に民主主義、自由主義の思想が普及して、吉野作造の「民本主義」の主張も表われた。政治の面でも普通選挙の運動が展開され、選挙権が次第に拡大されたが、1925(大正14)年になってようやく普通選挙法が成立した。

一方、臨時教育会議の答申にも見られるように、国体重視を基調とする国民思想、国民道徳の主張も強く表われた。ことに関東大震災後には「国民精神作興ニ関スル詔書」の発布があり、国民精神の振作興隆が問題とされた<sup>58)</sup>。

教育界には、欧米から新しい理論が入ってきた。ドイツのケルシェンシュタイナー(G.Kerschensteiner,1854-1932)の教育思想、イタリアのモンテッソーリ(M. Montessori,1870-1952)によるモンテッソーリ法、アメリカのデューイ(J.Dewey,1859-1952)の教育思想、アメリカのパーカー

スト(H.Parkhurst,1887-1973)によるドルトン・プランなど、子どもの自由意志、自発的活動、個性を尊重する児童中心主義の新教育運動の影響が見られた。明治後期から、大正時代にかけて、児童中心主義の学校が多く創設された。

政府は、大正デモクラシーの中で、新しい情勢に対応する教育方針を検討するため、1917(大正6)年9月20日に、臨時教育会議を設立した。会議は、大正8年3月まで継続され、改革要綱が答申された。政府はその答申に従って教育改革を断行し、以後、特に中等、高等教育の著しい発展を見ることになった<sup>59)</sup>。

第一次世界大戦後の教科書の修正は、1918(大正7)年から各教科に亘って行なわれ、第三期の国定教科書が編集された。この修正では、実際教育家の意見も参考とされ、大戦後の国民生活や国民思想の変化に対応するように行なわれた。また、臨時教育会議の答申でも、国民道徳の徹底が要求されており、国家的見地に立つ思想も引き続き教科書の内容に影響を与えた<sup>60)</sup>。

修身教科書も、大正7年から年を追って修正された。この修正では、第二期の修身書を改めて最初の国定修身書に近づけた傾向がある。しかし、時代の推移に即して新しい公民的・社会的な教材が加えられ、封建道徳は弱められて、国際協調の性格が明確に打ち出された<sup>61)</sup>。

唐澤によれば、「第Ⅲ期国定教科書の近代的性格は、修身教科書において、特に、社会的倫理の強調となって現れている。」<sup>62)</sup>そして貴賤貧富の別なく、社会人として生きるためには、働くことこそが大切であるという近代的な「勤労」観が打ち出されていることは注目すべきである<sup>63)</sup>。第二期の修身書で確立された国家主義的・家族主義的な内容構成は、そのまま引き継がれた<sup>64)</sup>。

一般に今期の修身書では、第二期の人物主義は後退している。児童用書全巻を口語文とした<sup>65)</sup>。巻五では第一課「大日本帝国」が「我が国」に変わったほか、「公民の務」「公益」「衛生」など公民的・社会的な教材が加わっている<sup>66)</sup>。巻六の「公

益」(第十二課)などは、フランクリンの新聞発行時代を事例に引き、児童に呼びかける内容であった<sup>67)</sup>。これは、大正期の国際協調時代を反映する教材の一つでもある。教育勅語については尋常科6年、戊申詔書については高等科1年で解説されているほか、今期から高等科3年で「国民精神作興ニ関スル詔書」について解説されることになり、いわゆる三大詔勅が小学校の修身科で教えられる仕組になった<sup>68)</sup>。国際協調、国際平和についての記述が新設されたほか、ナイチンゲールの国境を越えた博愛活動など、一期以来継続して掲載されているものもある<sup>69)</sup>。個人道徳、市民道徳について触れる教材が前期の教科書より多くなっている。

公民的知識を教えるという目的で、巻六に新たに第十七課「憲法」が入った。法秩序の一般的意義、憲法と国体との関係、憲法の内容などが詳しく説明されている。教師用書はこの課について、憲法、皇室典範についての公民的知識を教えるとともに、「帝国臣民」としてこれらの法を遵守し、わが国の隆昌を図る心構えを教えるよう指示している<sup>70)</sup>。

さて、この時期に、修身科に対する自由な発想が表われた。忠良なる臣民の教育は否定しないものの、児童の自由や自主性をより重視し、修身の時間をきちんと設定せず、国定修身書に従う授業をしないこうした立場の人々の考え方ややり方は、文部省や知事らの歓迎できるものではなかった<sup>71)</sup>。こうした中で、1924(大正13)年9月、松本女子師範附属小学校でいわゆる川井事件が起こった。この事件に関して、唐澤は次のように述べている。「国家は教科書を制定し、その内容の伝達を視学という官吏をもって監視させていたのであった。そうして、訓導はその内容をいかに伝達するかという技術的な問題を任されているにすぎなかった。この川井訓導の場合は、事実的には方法の問題にすぎなかったのであって、国家の与えた道徳内容に対する批判などは全く行っていない<sup>72)</sup>と。

第一期国定修身書の時代は、文部大臣も教師用書の弾力的な運用を期待する姿勢を取っていたが、大正末の川井事件の頃は、教師は教科書に忠実に授業を進めなければならなくなっていた<sup>73)</sup>。こうした状況の中でも、積極的に修身教育の改善を提案する者もあった。児童中心主義教育への非難、抑圧が続く中で、1925(大正14)年4月22日、治安維持法が制定された。

## 6. 第四期国定修身書

1931(昭和6)年9月に満州事変が勃発し、昭和7年8月に「国民精神文化研究所」が設置された。1935(昭和10)年11月には、文部省に「教学刷新評議会」が設けられた。1937(昭和12)年に日華事変が起こり、その年「国民精神総動員」運動が始められ、文部省は『国体の本義』を刊行した。

1933(昭和8)年から使用を開始した小学校の国定教科書は、見た目にもそれまでのものとはまったく違った色刷りの教科書となった。「修身の教科書は、書名はそれまでと同じで『尋常小学修身書』であり、昭和九年度から使用をはじめ、年を追って新教科書が発行されて一四年度巻六で完成した。この新教科書は、草花模様入りの薄青色の表紙で、ページ数は前の修身書に比べて全体として非常に増加した。低学年は色刷りとなり、児童の心理を重んじ、児童に感動を起こさせ、興味をさそうように編集されている。しかし、その内容は満州事変後とくに高まった国家主義思想を反映している。これらの点は国語読本でもみられた特徴であったが、修身の教科書は国民思想の中核を育成するものとして、いっそう体系的に新しい国家体制への考慮をもって編集された。」<sup>74)</sup>

修身書の内容は、国体の思想によって国民道徳を統一し、歴史的に「臣民の道」を体系化しようとしている。「国体明徴」の思想に基づき、すべての国民道徳を「肇国の精神」に結びつけ、そこには「神国日本」の思想が強く示されている<sup>75)</sup>。

巻四にも新たに「第二十三国歌」が入り、君が代の尊重すべき理由を理解させ、尊王愛国の情操を養い、教師用書によれば国家に対する作法を会得させるよう指導することになっていた<sup>76)</sup>。

唐澤によれば、Ⅳ期の修身教科書においては、Ⅲ期において現れ始めた市民の倫理が、再び臣民の倫理へと反転していった<sup>77)</sup>。国民の忠誠の対象としての天皇は、単なる一国の元首である以上に、いっそうの普遍的な権威が必要となり、ここから天皇の神格化の努力がなされるようになった<sup>78)</sup>。皇后は「仁慈」という面から理解させようとしているが、それは家族主義国家の母としての性格をはっきり表したものであった<sup>79)</sup>。そして歴史的事実のように歴代天皇の事蹟が述べられ、特にその代表として神武天皇や明治天皇が取り上げられた<sup>80)</sup>。国旗や国歌を重んじ、「紀元節」や「明治節」などの祝祭日が大切にされた。

臣民が圧倒的な天皇からの恩の下に生活していると規定されたその「恩」は、日本において伝統的に親子の間において強く説かれてきたことであった<sup>81)</sup>。幼い時から「報恩」が教えられる。この報恩の第一歩はまず、両親の扶養の恩に対する子どもの孝行である。このことを教えるために、二宮金次郎を題材とする教材が用いられた。「このように常に社会の身分関係に対しては従順であることが要求されると同時に、上に対して尽くす努力が強く要請される。それ故に『勤労』は二宮金次郎によって象徴されているように、絶対的な価値であった。」<sup>82)</sup> 小学校低学年では、「ヨイコドモ」という人間像が教えられ、高学年では、一層明確に「よい日本人」という人間像が教えられ、臣民の倫理が一応完結されるのである<sup>83)</sup>。

## 7. 第五期国定修身書

1941(昭和16)年3月1日に、小学校令が改正されて新たに国民学校令が制定され、同年4月1日に国民学校が発足した。「国民学校の教科は、広域的に編成され、初等科では国民科(修身・国

語・国史・地理)、理数科(算数・理科)、体錬科(体操・武道・ただし、女兒には武道を欠くことができる)、芸能科(音楽・習字・図画・工作・女兒には裁縫を加える)、高等科では以上の諸教科のほか実業科(農業・工業・商業又は水産)を加え、女兒にはさらに芸能科に家事及び裁縫を加えることになっていた。」<sup>84)</sup>

国民学校という名称を用いたことは、この名のもとに名実ともに皇国民教育の非常時体制を作る出発点にしようとする意味を持っていた<sup>85)</sup>。さらにこの改革で、義務教育の年限を延長し、高等科までの8年を義務制にすると規定されていた。しかし、これは間もなく1941(昭和16)年12月に始まった戦争の激化の非常時に入ったため、実施を延期したまま終戦を迎えた。小学校高等科を卒業した者のために、昭和10年から青年学校が設けられていたが、昭和14年4月から男子に対しては義務制となった<sup>86)</sup>。都市への空襲が激しくなると、学童疎開が行なわれ、また労働力の不足を補うために、就学中の生徒に勤労動員を実施した。

唐澤は、「国民科は、『皇国民錬成』という究極目的のために、特に『国体の精華』を明らかにし、『国民精神』を涵養し、『皇国の使命』を自覚せしめるという『重要な任務』を持ったが、それを最も集約的に果たす使命を担ったのが修身科であった」<sup>87)</sup>と述べている。このように、錬成という語が用いられるようになる。「錬成という語はまったく新しくとりあげられた方法上の用語であるが、これは錬磨育成を簡略にしたものであると解釈された。その意味は、国民学校の教育が児童の陶冶性を出発点として、皇国の道にのっとり、児童の内面から全能力を正しい目標に集中させて錬磨し、それによって国民的な性格を育成する方法であるとされた。」<sup>88)</sup>

唐澤によれば、「比類なき国体『神国日本』を注入する超国家主義的教材は、児童に『皇国の使命』を自覚させる大前提であり、その量、その取り扱い方は、前四期のそれとは全く隔絶したもの

であった。」<sup>89)</sup> 戦争の美化・正当化は、さらに現実の戦争に参加し、文字どおり「滅私奉公」「尽忠報国」の臣民の姿を児童の前に示すことになる<sup>90)</sup>。そして「国民皆兵」の自覚が、教え込まれた。「神国日本」の国家観を植えつけられ、そこから発源する「八紘為宇」の大使命を自覚させられた「少国民」は、次にその実践者、「皇運扶翼」の「皇国民」として「錬成」されるのである<sup>91)</sup>。八紘為宇とは、八紘一字ともいわれ、『日本書紀』から引かれた、全世界を一軒の家のような状態にするという意味であり、大東亜共栄圏の理念である。

唐澤によれば、「第Ⅴ期においては、全教科書が国史に焦点を合わせているのであり、国史重視の性格がこの期の教科書を著しく特色づけている。」<sup>92)</sup> まず国史はなによりも「肇国の大精神」の具体的な顕現として取り扱われねばならなかった<sup>93)</sup>。「大日本は神国なり」という命題を繰り返して掲げて、児童に神国観念が徹底するよう努力し、特に元寇の役の折に吹いた暴風を「神風」と強調した<sup>94)</sup>。そして、大東亜共栄圏の建設の意図に歴史的な根拠があることを教えようとしている。

国定教科書「ヨイコドモ上」（初等科第一学年用）、「ヨイコドモ下」（初等科第二学年用）は、昭和16年度から、「初等科修身一」（初等科第三学年用）「初等科修身二」（初等科第四学年用）は17年度から、「初等科修身三」（初等科第五学年用）「初等科修身四」（初等科第六学年用）は18年度から、「高等科修身一 男子用」「高等科修身一 女子用」は19年度から使用された<sup>95)</sup>。しかし「高等科修身二」はついに編集されないで終わった。授業時数は、初等科1年、2年では、ほぼ週1時間を『ヨイコドモ』の授業に当てることになり、3年から6年までは平均週2時間を当てることになっていた<sup>96)</sup>。

第2学年用の『ヨイコドモ下』の第十九課には、日本の国が世界で最も優れた国であることを知らせ、しかも強い神の国であることを、富士山の挿絵とともに教える内容である<sup>97)</sup>。こうした修身教材は各学年に取り入れられて、日本の国を守る

考えを持たせ、戦争に備える力を養うような教育に努めていることが見られる。第4学年用の『初等科修身二』を取ってみても、そのすべての課の内容に戦時版の色彩がみなぎっている<sup>98)</sup>。上級生になるに従って、古代神話や国体への理解、戦争への協力、などを含めて、国家に対する道徳が深刻なものになっていった<sup>99)</sup>。

以上のような「肇国の大精神」を宣明するというこの期の超国家主義的な教説は、当然、無心な児童には積然としたものとは受け入れられなかった。このような神がかり的神話が、科学的な教材と矛盾して、しばしば教師自身を当惑させるような事態もまれではなかった<sup>100)</sup>。

1945（昭和20）年8月15日、わが国は「天皇ノ国家統治ノ大権」を変更しないという了解の下に、アメリカ、イギリス、中華民国の無条件降伏勧告を受け入れた。

## むすび

わが国の戦前の道徳教育の歴史は、修身科の歴史であり、同時に国定教科書の歴史であるといえよう。戦前の修身科は、教育勅語に基礎づけられていた。教育勅語には、近代的な道徳観が見られるという指摘もあるが、基本的に独特な国家主義的思想が強く見られた。

国定修身書にも、近代的な社会倫理、基本的な自由の権利、市民的連帯、近代的職業倫理、国際協調、国際平和など、戦後の民主主義や平和主義につながる内容が見られる時期もあったが、一貫してその根底にあったのは、国体重視を基調とする国家主義であった。やがて昭和の時代に入ると、修身科は、「皇国民錬成」という究極目的のために、比類なき国体「神国日本」を注入する手段と化してゆき、軍国主義・超国家主義を支える教科となってしまったのである。

注

- 1) 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史——修身科から「道徳」へ』玉川大学出版部, 1984年, 15頁.
- 2) 同上書, 16頁.
- 3) 同上書, 27頁, 参照.
- 4) 同上書, 30頁, 参照.
- 5) 同上書, 30頁, 参照.
- 6) 同上書, 31頁.
- 7) 同上書, 33頁.
- 8) 同上書, 35頁, 参照.
- 9) 唐澤富太郎『唐澤富太郎著作集第6巻 教科書の歴史——教科書と日本人の形成(上)』ぎょうせい, 1989年, 169頁, 参照.
- 10) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 36頁.
- 11) 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』東京書籍, 1999年, 65頁.
- 12) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 43頁, 参照.
- 13) 同上書, 54頁.
- 14) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 74頁.
- 15) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 58頁, 参照.
- 16) 同上書, 62-63頁.
- 17) 同上書, 63頁.
- 18) 梅根悟監修, 世界教育史研究会編『世界教育史体系 39 道徳教育史Ⅱ』講談社, 1977年, 174-178頁, 参照.
- 19) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 207頁.
- 20) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 75頁.
- 21) 同上書, 76頁, 参照.
- 22) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 64頁.
- 23) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 76頁.
- 24) 同上書, 78-79頁, 参照.
- 25) 同上書, 81頁.
- 26) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 210頁.
- 27) 同上書, 215頁.
- 28) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 83頁.
- 29) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 95-96頁, 参照.
- 30) 同上書, 97頁.
- 31) 同上書, 102頁.
- 32) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 87頁, 参照.
- 33) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 284-287頁, 参照.
- 34) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 95頁.
- 35) 同上書, 96頁, 参照.
- 36) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 289-291頁, 参照.
- 37) 同上書, 293頁.
- 38) 同上書, 293-294頁, 参照.
- 39) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 111頁, 参照.
- 40) 同上書, 113頁, 参照.
- 41) 同上書, 117頁.
- 42) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 336頁, 参照.
- 43) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 119頁.
- 44) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 338-341頁, 参照.
- 45) 同上書, 341-342頁, 参照.
- 46) 同上書, 345頁, 参照.
- 47) 同上書, 347頁.
- 48) 同上書, 347頁.
- 49) 同上書, 352頁, 参照.
- 50) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 101-102頁, 参照.
- 51) 同上書, 102頁, 参照.
- 52) 同上書, 103頁, 参照.
- 53) 同上書, 103頁, 参照.
- 54) 同上書, 105頁, 参照.
- 55) 同上書, 105頁, 参照.
- 56) 同上書, 106頁, 参照.
- 57) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 353頁, 参照.
- 58) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 130頁.
- 59) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 112頁, 参照.
- 60) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 133-134頁, 参照.
- 61) 同上書, 136-137頁, 参照.
- 62) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 408頁.
- 63) 同上書, 412頁.
- 64) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 137頁.
- 65) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』,

- 113頁.
- 66) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 137-138頁.
- 67) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 414頁, 参照.
- 68) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 113-114頁, 参照.
- 69) 同上書, 115頁.
- 70) 同上書, 116頁, 参照.
- 71) 同上書, 134頁, 参照.
- 72) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 421頁.
- 73) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 134頁, 参照.
- 74) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 153頁.
- 75) 同上書, 155頁.
- 76) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 139頁, 参照.
- 77) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第6巻』, 516頁, 参照.
- 78) 同上書, 517頁, 参照.
- 79) 同上書, 518-519頁, 参照.
- 80) 同上書, 524頁, 参照.
- 81) 同上書, 530頁, 参照.
- 82) 同上書, 540頁.
- 83) 同上書, 542-543頁, 参照.
- 84) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 143頁.
- 85) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 161頁, 参照.
- 86) 同上書, 161頁.
- 87) 唐澤富太郎『唐澤富太郎著作集第7巻 教科書の歴史——教科書と日本人の形成(下)』ぎょうせい, 1990年, 10頁.
- 88) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 165-166頁.
- 89) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第7巻』, 14頁.
- 90) 同上書, 27頁.
- 91) 同上書, 34頁.
- 92) 同上書, 43頁.
- 93) 同上書, 45頁.
- 94) 同上書, 47頁.
- 95) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 145頁.
- 96) 同上書, 149頁, 参照.
- 97) 前掲, 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』, 169頁, 参照.
- 98) 同上書, 170頁, 参照.
- 99) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 151頁, 参照.
- 100) 前掲, 『唐澤富太郎著作集第7巻』, 50-51頁, 参照.